

まちからのお知らせ

年金だより

国民年金では、こんなとき
種別の変更・届出が必要です

国民年金は、一度加入すると種別がずっとそのままとは限りません。

長い人生の間には、就職・転職・退職・結婚など、いろいろな節目があります。

そこで、その都度届出をしておかないと、万一の事故のときや、老齢になったときに年金が受けられなくなったり、年金額が少なくなったりすることがあります。

特に、サラリーマンのご主人に扶養されている奥さん(第3号被保険者)は、ご主人が退職や転職をされたときには、奥さんの加入の種別も変わりますから届出が必要です。

(年金手帳は生涯一冊です)

児童手当

請求もれはありませんか

3才未満の児童を養育している人で、前年(1月から5月までについては前々年)の収入が一定未満の場合に支給されます。

☆手当額

○第1子及び第2子

月額 5,000円

○第3子以降(1人につき)

月額 10,000円

☆特例給付

児童手当の所得要件に該当しないため、児童手当を受けられないサラリーマン(厚生年金等に加入している人)については、その人の前年(1月から5月までの手当については前々年)の所得が一定額未満の場合に限って特例給付(児童手当と同額)が支給されます。

☆受給中の人へ

次の場合、必ず届出をしてください。

○転出、転居など住所が変わったとき。

○受給者、または児童の氏名が変わったとき。

○出生、死亡などで養育している児童数が変わったとき。

○特例給付の受給者が会社を退職したとき。

☆問い合わせ先

役場福祉係



文化財を火災から守ろう

毎年1月26日は「文化財防火デー」です。

昭和24年1月26日に法隆寺の金堂から出火して、世界的至宝とさえ言われた金堂の12面に描かれた壁画の大半を焼失しました。

文化財を火災から守るため法隆寺金堂が焼失した日の1月26日を「文化財防火デー」と定めて、全国的に文化財防火運動が展開されています。

平成6年度全国統一防火標語

《安心の 暮らしの中心 火の用心》

長門地区消防本部・中央消防署 ☎ 22-3111
西消防署 ☎ 32-1230



平成7年 日置町消防出初式 1月6日(金)に挙行

年頭にあたり、消防団員の強固な団結と厳正な規律の保持並びに士気の高揚を図るため、1月6日に日置町消防出初式が挙行されます。

当日は、午前9時40分、山口銀行古市支店前から市中行進を行い、改善センター前広場にて観閲を受けます。

引き続き、改善センター多目的ホールで式典が挙行され、その後、放水訓練が実施されます。皆様のご参観をお願いします。

基本的人権

日本国憲法

第14条 第1項

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。